

報道関係各位

令和4年1月1日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部

第1275回スポーツ振興くじの取扱いについて (1月1日13時00分時点)

第1275回スポーツ振興くじについて、以下の特定指定試合(プレミアリーグ、EFLチャンピオンシップ)について、リーグのオフィシャルサイトにおいて、試合日程の延期が発表されています。

プレミアリーグ

「サウザンプトン vs ニューカッスル・ユナイテッド」

EFLチャンピオンシップ

「シェフィールド・ユナイテッド vs ミドルスブラ」

つきましては、その決定を踏まえ、このまま当該特定指定試合が開催期日までに開催されなかった場合は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第5条の2第2項第1号及びスポーツくじ約款第11条第4項に基づき、第1275回「BIG」、「100円BIG」、「BIG1000」、「mini BIG」の当該特定指定試合に投票された「1」「0」「2」、「MEGA BIG」の当該特定指定試合に投票された「1」「2」「3」「4」は、いずれも合致したものと取り扱います。

なお、くじ結果については、2022年1月3日(月)に発表を予定しています。

* 第1275回スポーツ振興くじにおいて延期が決定した特定指定試合
(プレミアリーグ)

「レスター・シティ vs ノーウィッチ・シティ」

「サウザンプトン vs ニューカッスル・ユナイテッド」

(EFL チャンピオンシップ)

「シェフィールド・ユナイテッド vs ミドルスブラ」

「コヴェントリー・シティ vs ルートン・タウン」

【参考1】

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則(抄)

(特定指定試合の結果等の確認等)

第五条の二

2 前項の規定により特定指定試合の結果等を確認する場合において、その特定指定試合等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定指定試合等は開催されなかったものとみなす。

一 第三条第一項の期日又は期間に特定指定試合等が開始されなかったとき。

○スポーツくじ約款(抄)

(各等の種類)

第11条

4 指定試合等の開催が、最低成立試合数を満たし、スポーツくじチケットが発売された場合の、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第5条第1項及び第3項ただし書並びに第5条の2第2項の規定により開催されなかったものとみなされた指定試合等に係る投票内容は、すべて合致したものととして取り扱います。

【参考2】スポーツ振興くじ最低成立試合数について

くじ種	予想系くじ			非予想系くじ			
	toto	mini toto	totoGOAL3	BIG/ 100円BIG	MEGA BIG	BIG1000	mini BIG
指定試合数	13試合	5試合	3試合	14試合	12試合	11試合	9試合
最低成立 試合数	9試合 (4試合中止まで)	3試合 (2試合中止まで)	2試合 (1試合中止まで)	10試合 (4試合中止まで)	8試合 (4試合中止まで)	8試合 (3試合中止まで)	6試合 (3試合中止まで)

(参照条文)スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項、同法施行規則第7条第1項